

凡例

稲むらの火の館所蔵渋谷家文書のうち、「夏の夜かたり」を翻刻する（くずし字を活字になおす）にあたって、次のとおりとした。

- ・旧字体は常用漢字になおした。
- ・ただし、「濱口」については、旧字体のままである。
- ・合字は、ひらがなになおした。例：「ㇿ」と
- ・当て字の横に（ ）で正しい文字を示した。
- ・「衍」は、余分な字、「ママ」は、書かれているとおりに翻刻した意である。
- ・文意から推定した文字は、文字の右側に（「カ」と付した。
- ・本文中の抹消された部分及び鉛筆書きは、翻刻を行わなかった。
- ・所蔵者の希望により画像を黒塗りした部分については、字数分を■とした。
- ・判読できなかった文字については、字数分を□とした。
- ・原本にページ番号が振ってある場合、その数字を（ ）に示した。番号が振られていない場合、（ ）内に丸番号とした。

稲むらの火の館所蔵 渋谷家文書 資料番号1

(表紙)

「夏之夜かたり」

広村郷土史(四十二年)

広八幡宮、…今ヨリ八十五年前天保初年ニ広村ニ(サ、ラヤノ吉田屋)岩崎

半助ト云フ者貧セシニ大坂ニ出テ米搗ヲナシケルガ此頃熊野三山

ニ富籤ナルモノアリテ此人広氏神ニ誓願シ若当ラバ社

ヲ修膳^(種)セントセシガ神ノ攻力^(効)ニテ千両ヲ当リ又一札ノ籤代

一分(四分ノ一両)ナリキ現今ノ金ニシテ比較セバ二万円ニ当ル

也之レニテ永代常夜燈ヲ上ゲルト云フ誓願ナリキ而ルニ此人再ビ

誓願シテ曰ク今一度千両ヲ当テ給ハバ大般若經、法華經

八ノ巻及ビ永代三月十五日毎年投餅セント」而ルニ再ビ千

両ヲ得タリ之ノ二千両ヲ以テ広ニ来ル当時ハ郵便ナク紙幣

(1)

ナカリシカバ此人■トナリテ正金ヲ持チニ広ニ来リ「サ、ラヤ」ニ

来リシガ親類ナリシガ大井^(ママ)ニ其風ニ驚キテ入レズ黒津家ニ至

リテ大ニ優遇ヲ受ケ遂ニ金子ヲ提出ス金五十両ヲ仏ニ献シ

ケレバ黒津大ニ驚キタリ其後其誓願通り八幡社ニ献

ジタリ、今ニ至ル迄宝物存ス、田地モ七八反アリタリ、

其後広半(岩崎半助)ハ貧ヲナシテ之レヲ田ヲ取りモドセリ

儲テ岩崎半助ハ再度千両ヲ得ナガラ三度目又誓願セシ

ガ彼ハ曰ク満足致候間此度ハ生命ヲ差上ゲマス故ハ千両籤

ヲ得サセ給へ、ト云ヘリシニ三度目ニモ遂ニ当リシカバ彼ハ

生命ヲ惜ミテ生命ノカワリニ基本財産トシテ田地ヲ

献ジ手水鉢ヲ上ゲタリ、以後ハ八幡社力賑力ニ盛ニナリシナリ

而ルニ八幡社ノ別当ト云フモノアリタリ之レハ明王院ノ東側ニ葉

師院アリテ明王院ト共ニ別当役ヲナセリ神官三名アリ

キ別当ハ真言宗ノ僧ガ之レヲ務タリキ、神官ハ竹中大膳(佐々木)、

野原某。窪田数馬。ノ三家ナリシ

ガ維新ニ至リ佐々木一家ニノミトナル

陶器山（男子山トモ云フ　スベテ八幡社ノ側ニアル山ヲ何地男子山ト云フ之レ山城ノ男子山ヨリ名取リシモノナラン）……
井関村二崎山利平ト云フ人アリ独身者ナリキ、此人

（2）

幼時ヨリ大坂ノ陶器屋ニテ奉公セリ、之レガ動機トナリ
テ職人ヨリ話ヲ聞キテ熱心ヲ以テ紀州ノ郷土ニ於テ初メン
トシニ紀侯一位殿ニ願ヒ又、之レモ八十五年程前ナリ、
一位侯ニ出入許サレ結果御庭焼ヲ初ム其後紀州侯
ヲ金主トシテ男山ニ於テ初メントセリ其方法策略ハ左ノ如シ
天草石ヲ積来リ山ニ於テ置キ役人ヲ「クラマシ」仮焼
ニセシガ役人ヨクダマリテ結果此ニ初ムルニ至リ又其後
庚申山ニアリ岩石ヲ以テ製スルニ至レリ、シカルニ金
主ハ紀侯ナリシカバ金財ヲ惜マズ利益ヲ欲セザリシ
ガバ良品出来タリシガ元来利平性質ヨ^{（マ）}ヒシカラズ^{（ロ）}
一位侯死シニ後ハ仕入シテクレ又様ニナリ他人モ此人ニ仕入セザリキ

故ニ養子覚兵衛ガ田地ヲ扨ヒテ資本ニセシガ資本続カズ

他ニ助クル者モナカリシカバマサニ倒レントセリ其時中野村

ニ柿本作右衛門ハ覚兵衛ノナリ行キヲ見テ之レヲアワ

レミ広村渋谷吉兵衛トテ小サキ陶器店ヲ諸国

ヨリ仕入レテナシ居タリシガ之レニ作右衛門ガ相談シテ吉兵衛

ヲシテ覚兵衛ニ仕入ヲナサシメキ覚兵衛ハ父利

平ニ似ズヨキ人ナリキ、柿本ガ渋谷ニ依頼セシ原因ハ

渋谷ガ初メ烏戸山（字外男山ナレド渋谷ハ烏戸山ト付

タリ之レ烏ノ森ガ戸前ニ見ユル故ニ付ケシナリ）ニテ陶器

（3）

ヲ仕入置クシカバ柿本モ之レヲ機トシテ男山ニモ一所ニ

資本ニ入レテヤツテ被下ト願ハレシカバ渋谷モ覚兵衛ノ人

トナリヲ「アハレミ」之レニ資本入ヲナスニ至リ又然ルニ覚兵衛

急ニ死セシカバ覚兵衛ノ父利平ハ渋谷ノ仕入レシ品ヲ自

ラ自由ニセントセシナリ潜力ニ積出シサントセシカハ其後早く

渋谷ハ之レヲ見切りシガ利平モ又仕入スル事出来

ズ止ムモヲ得ズ多ク職人ヲ助クル為メニ職人ガ利平

ヨリ借入シ焼釜ニテ二年程繼ケシガ利平ガ元來紀

州侯ノ出入人ナリシカバ其派^(羽織)ブリニテ中々面倒ナリ

キ遂ニ南^(西)西戦争頃ニ至リテ渋谷モ之レヲ見切

テ遂ニ男山陶器製造ハ止ムニ至リ又渋谷ハ烏戸山

ニテ土焼ヲ十五年迄營業セシガ之レヲ面白カラズ遂ニ

陶器ハ止ミヌ

旧幕制度

御勘定奉行ナル者アリテ代官所ヲ総ベ治メタリ代官ハ

手代七人位ヲ置キテ手代ノ下ニ大莊家アリ有田

ニ五人アリキ大莊家ノ下ニ物書キ各五六人ヅヽアリ

書記ヲナス其下ニ村ニ莊屋アリテ莊屋ノ下ニ

膽煎^(肝)ナルモノアリキ其下ニ「アルキ」トテ小使アリ

(4)

別ニ二分口役所アリ二分口ハ丁度稅務所ノ如キモノニシテ食塩

及ビ漁業、輸出入物ニ対シ塩八百俵ニ付ニ割二分漁

業ハ魚代価百円ニ付ニ割二分ヲ取り雜貨ハ各別

々ニ取りタリ当時ハ阿波ヨリ広ニ來レバ二分口稅ヲ取

ラレ広ヨリ湯淺ニ船積セバ又同シ食塩ニテモ稅ヲ

価セリ

次ニ御年貢トテ米納ニテ田租ニナセリ上々田ニテハ

一石九斗上田八一石八斗、中田八一石七斗下田ハ

一石六斗下田八一石五斗トシ其下ニハ見ハカ

ライニテ年貢ヲ家^(家)メタリ

以上ノ地価ニ対シ年ニヨリテ歩合異ナレドモ平均七割

ナリキ七割ヲ米納シ之レニ和歌山迄ノ運賃及ビ

納メ賃、水利等ヲ加ヘタレバ八掛位ニ当リキ之レハ一反ニ

対スルモノニシテ一反ハ六尺五寸平方ヲ坪トシテ三百坪ノ地

也以上ノ割合ニテ平均一石六斗ヲ正米ニテ納メザルベカラズ

米ノ吟味キビシカリキ俵ハ二重ニシテ且ツ縦繩ニカケタリ、

之レニハニ派アリ御表納メ及ビ地頭納メノ二種アリキ例ヘ

ハ山田村ハ安藤飛驒守、名鳶ハ三浦長門守ノ地頭ニシテ

之レハ地頭納メナリキ、広、湯淺、ハ御表納メナリキ、

安藤殿ヤ水野殿等ガ上和スル時ハ常ニ

(5)

臣民ハ無賃ニテ荷物ヲ持タサレ若シ過チアラバ殺サ

レタリ実ニ今日ヨリ見レバ引合サル話デアル広村ニハ莊

家ガ四人アリ「宇田組」、「北組」、「南組」、「浜方」ノ四ニシテ

浜方ハ海上一切ヲ受持チニシテ北、南ノ二八年貢ノ上(達方)口ナリ

宇田モ同様ナリキシカシテ各村下五人組アリテ五家毎ニ

組頭アリキ莊家ノ給料八年米八石(煎)煎ハ半

額、アルキ、八十俵ニシテ村ノ万端(廻)ヲ所理セリ

年ニハ莊家四人アリシカハ之レニ対スル給料ノ負担

実ニ重カリキ其上広橋ノ広村ヨリ毎年修膳(繕)

等ヲナシ十年位毎ニ架更(懸)ヘタリ江上橋、川端橋

三味橋等ヲ皆受持チタリシカバ広村ノ人民ハ非常ニ苦メ

リシカレドモ此頃ハ広ニハ旅商人多ク他国ニ出デテ盛

ニ商方ヲ勉強セシカバヤウヤク之レヲシノグヲ得タリ当時

広モ千家湯浅モ千家デアツタノデアル常陸国

戸川郷ト云フ広ニ漁業ノ出稼ニ行キタリ、又(舟川)

日向ノ六ヶ内ニモ出稼セル人多カリキ肥前五島、等ニ

モ行ケリ以上ハ漁業バカリナリキ江戸ニハ商人多ク店

ヲ出セリ橋本、古田、岩崎、濱口、五忠(小林)等ヲ

ヨソ二十家バカリアリキ、シカレ共モ彼業ハ決シテ引キ越サズシテ

宅ヲ広ニ置キタリシカバ広村ハヤ、以持(維持)シタルナリ然レド

(6)

モ以上ノ出稼所ニ出ズル者ハ漸次富メリシ為メ怠リテ

広ニ歸リ行カザルニ至リシカバ遂ニ反動トシテ衰ビニ(減)

至リ衰ヘタルナリニ更ニ出稼スベキ途フサカリテ遂ニ

千家ノ広村ハ七百トナリ五百トナリキ広盛ナル頃ニハ

呉服屋モアリ中勤、木ノ下角宇ノ如キハ大キナル小間物問屋ナリキ

其他肥料商ニ産物商等多カリキ、然レドモ出稼

人少ナクナルト共ニ交通衰ヘ係テ問屋ノ如キハスタレシカ

ハ七百五十ト少ナクナリ行ケリ衰^(一)ビニ至リシ頃ニハ

田地ヲ多く持ツ者程不幸ニシテ田地ハ貧神ナリキ

ナントナレバ田租ノ急ト其他ノ負担ニ田地多キ程

不幸ナリキ故ニ田地ヲモロテ被下人ニハ酒五升ヲ振マワ

ン等トテ諸人ニモラ人ヲ尋ネシタリ実ニ多カリキ

今ヨリ八十年前ハ実ニ此ノ苦境ノ極ニ当レル頃ニシテ

天保初年ナリ広村ノ人民ハ日ニ流離シテテ苦シメリ^(二)

尚旧幕制度ヲ是ハ実ニ切齒^(三)ノ至リナレド之レニテ止ム

時ニ濱口翁出デ翁ガ三十歳頃実ニ人民ノ塗炭

ヲ悲マレテ其ノ救済策ニ付キテ苦慮セリ然レドモ尚

古キニ執着スルハ人情ノ常ニシテ苦シキ古ニ尚執着シ

テ祭礼等ヤ、盆ヲドリ等ヲ盛ニヤリシカバ大ニ苦ム原

因ナリト翁ガ知リケレバ之レヲ減スル止メル方法取り広橋ノ

(7)

破レタルヲ翁ハ少シモ広村ニ課セズ自費ニテ広橋

ヲツラレタリ中途ニテ海嘯ニテ流ル翁ハ人口ノ少ナ

ヲ不可トシ漁師ヲ集メテ大網ヲ三張一張千両

程入費シテ作り盛ニ資本ニ入レタリケレバ湯淺

栖原等ノ漁師広ニ来ルモノ多く人口モ大分多クナリ

キ、而ルニ不幸ニモ嘉永七年大海嘯ハ此アワレナル

孤村ノ漸ク盛ナルヲ顧ズシテ之レヲ破壊シ去リキ

此レ実ニ広村ノミノ大海嘯ニシテ湯淺ニ左程関

セザリキ、此際ノ翁ノ大慈悲ハ実ニ大ナルモノニシテ

罹災人民ヲ救済セラレケリ

広八幡社内ニ人民大程アツマリキ、実ニ非常ナル混

雑ナリキ、翁ハ茲ニ於テ更ニ熟考セラレ広村ノ租

税ヲ軽減スルノ方法トシテ価格ノ高キモノヲ◎堤防シ

キ地トナシ置キ其後海嘯堤防ト云フ名目ノモト

ニ之レヲツブシ且ツ破壊家屋ヲステル場

所ヲ兼ねテ人民ノ仕事ヲ多クセン為メニ大事業

ヲ起サシテ藩主ト交渉シテ目的通り出来タリ

松ヲ其時植ヘシモノナリ而レドモ人民ハ海嘯

ヲソレテ他所ニ移転スルモ多カリキ余ガ家

モ父吉兵衛ト共ニ湯淺ニ家ヲ買ヒ求メテ之

(8)

レニ移リ住ミシガ翁自ラ来テ渋谷吉兵衛ヨ汝ハ我ト

ハ寺胞輩ナリシガ此度ノ災難ニ付キテ汝ハ湯浅ニ去

リシガ広村ハ斯クナレバ漸次衰亡スルガ如自分ノ如

キ移リ住ムガ如キ心ナキニ汝モ余ニ同情セヨトホト

ト自個ノ事ニ関スルガ如クナゲカレケバ吉兵衛モ

大井^(マ)ニ之レヲ感シテ広ニ帰リシ次第ナリキ、

此頃ニ於ケル翁ガ家財ノ散出ハ実ニ多大ナルモノ

ニシテ筆紙ニツクシガタシ^(符)シ実ニ翁ニ対ス広人

民ノ恩ハ実ニ広大ナルモノナリキ

嘉永七年寅九月十日頃ヘルリ来賀シタリ

旧九月十五日ニ^{タテガミマツリ}広浦ニ来レリ来ルモ直チニ出港

セリ「ペルリ」ハ帆船ノ四本柱ノ大船ニテ冲通り

水雷艇ノ如キ小艇ハ津々浦々ニ入り来リシナリ

浦賀ニ於テ出来事等クハシキコトハ近世紀聞ニ有リ

故ニ略ス斯如ク国中大恐怖ノ際ニ広村ニ大海

嘯ガ迫リタリシナリキ、

梧陵翁ハ広村ノ困難ヲスクハントテ其方法トシテ

其原因タル莊屋ノ多キコト、之レニ対スル給料其他

宮掛リ等ノ冗費ハブカントセリ其レニ対スル止ムヲ

得ザル費用ハ自ラ出支^(費)シテ自ラ苦心セラ

(9)

レタルナリ之レニハ吉右衛門氏、岩崎氏等モ支出

セラレシトハ云ヘ其苦心セラレタルコトハ翁ノミナリ「ツナミ」

ニ「ススキ」ヘ火ヲ付ケシ如キハ決シテ大恩ト云フニアラズ

広村永遠ノ救済策ヲ講セラレシコト

コソ大恩有之所謂ナリ此際

海防策起リ広村ニ於テモ浦組三十名ヲ組

織シテ鉄砲方ナルモノヲ作りテ海岸ヲ防グコトニ尽

カセシメ渋谷モ鉄砲方ニ出タノデアル

此時ニ各郡ニ於テ一名ツ、ノ名士秀才ヲ

置郡長ノ如キ職ヲ取ラシメ翁ハ有田郡

小参事二任ゼラレタリ広村ヲ盛カンナラシメントモ

ラレシ翁ハ有田郡全般ノ事ニ関セザルベカラザルニ至リ

シカハ翁ハ小参事ニナラレテ盛ニ殖産興業ニツト

メラレ広村ニ広商会ヲ設ケタリ有田商会

モ出来タリ広商会ハ井爪与次兵衛ハ同頭

取り濱口七右衛門ハ副頭取 浦清兵衛ハ支配人

店員ニハ津森源七、上田惣助、渋谷

伝八、浦清兵衛、児島庄右衛門、帳方山口

幸助ニテ辻ノ桶屋ノ所ニテ初メタルナリ其頃ハ

日本諸大名ハ金ヲ要スルコト非常ニシテ從テ贖

(10)

金ヲツクリタリ当時ハ金本位ナリシモ内実ハ銀本

位ノ様ニナリタリ紀州ニハ盛ニ紙幣ヲ発行シ

正金ハ上ニ取り上げラレテ紀州ハ大ニ卑幣^(紙幣)セリ

当時ノ取引ノ困難ナリシコトハ贖ノ多キコトニヨリテ

最モ商人ハ苦メラレタルナリ其後明治二三年

頃ニ至リテ翁力紀伊大参事トナラレタリ

此時米価急ニ高クナリ広商会モ米ノ取引

盛ニヤリ結果一万四千万^(圓)ノ損失トナリシカハ濱口

翁ニ相談ニ行キタリシガ金ヲ出シテモラウハケニ

行カズ各員ハ二三千兩ノ割当モ支出

セザルベカラズ中々ソレ程モ出シ得ベキニアラズ茲ニ於テ

会頭井爪氏ハ貫紙ニテ各自充分出セル丈ケ支

出シテ残高ハドーカ渋谷さん君ハ後シマツ

ツ^(符)ヲシテトモ他ノ人デハ此ノヤリクリガ付カヌカラ

ドーカ後シマツヲシテクレイト云ハレタリ浦、児嶋、

津森、上田、ノ四名ニテ各四百円ツ、會計千

六百円ニテ一万四千円ノ借財ヲ所理^(處)セザ

ルベカラズ茲ニ於テ渋谷伝八義侠一番身心

ヲクダキテ此事ニ奔走シ五六年モカ、リテ

之レヲ方付ケタルナリ其間ノ時世ノ変

(11)

選^(選)ハ実ニ非常ニシテ從テ物価モ高低モ亦變非常ニ變リ商人

ハ一挙ニシテ千金ヲ得ル事容易ナリシガ残

念ニモ広商会ノ後方付ヲ一タン引受ケシ為メ少シ

モ之レニ手出シスルヲ得ズ数十万ノ富ヲ眼前ニヒカヘ

ツイニ広村古有ノ渋谷トナリシコソ実ニく

二千古ノウラミニシテ当時奮発一番大ニ天下

ニ勇飛セバ天下ノ豪商トシテ決シテハズル

ナカリシモノヲ遂ニ春秋去ツテ帰ラズイタズラニ

故郷ニ逸眠^(情カ)ヲムサボルノミ

明治二年度ヨリ廢藩置県トナリ殿様ハ知事ニナレリ大参事小参

事モ廢セラ^(聲「ロ」)濱翁^(聲「ロ」)ハ東京ツメノ天子直々ノ役人トナラレタ

リ茲ニ於テ翁モ舞台大トナリシカバ広村ノ如キ小サコトニ

注意^(注)セキズ之レヲ放置スルノ止ム得ザルニ至リ又翁ハ其^(後「脱カ」)

出世セラレテ駆通ノ頭トナラレタリ今日通信大臣ナ

リ明治六年

藩主ハ知事ヲ廢セラレ他ノ人ガ之レヲ受ケツキ等実ニ

甚ダシク變リ政事モ実ニ非常ナル變リナリキ、

廢藩置県ノ時ニ家禄奉還行ハ金禄公債ヲ

得テ之レカ実行スルニ至リテノ年ニ地租改正ト

ナリ御年貢ノ米納ハ税金トナリテ金納トナリタリ

(12)

其時ノ御達ニハ地価百分ノ三ナリキ

翁ハ駆通ノ頭ヲ廢セラレテ米国ニ漫遊セラ

ル米国ニテ死セラル

先キニ翁ガ広村ノ事ニ関スルノ暇マナク国

事ニ奔走セラレシ間ニ広村ノ運命実ニ

危^(マ)ブク海嘯後ノ經營ト課税ノ負担ニ苦

ム事甚ダシク加フルニ広村ヲ發達セシムルノ機關完備

セザリシカバ日二月ニ衰ヘントセリ然ルニ余渋谷伝八

ハ汽機船航行ヲ盛ニセントテ十四年頃ヨリ

之レニ着手セリ当時ハ「湯淺広村無資本ノ身ヲ以テ」

広湾ニ来ルベキ汽船一隻モナカリシナリ初メテ之ノ
航路ヲ開キシナリ続キテ銀行ナクンバ商業盛
ナルヲ得ズト考ヘシガ広島百四十六国立銀行

ト約條^(五)シ支店ヲ湯浅村ニ置キ又付テハ当地ニ於テ

(13)

株主ヲ募集シ自ラ之レガ支配人タルヲ承諾シテ

之レニ尽力セリ而ルニ広湾ニ汽船航路ヲ開シヨリ

荷客^(六)ハ広ニ揚ゲ積ミセシメザレバ広ノ波止場

ヲ改良セザルベカラズ前ニ濱口翁ガ造ラレタリシガ

数年ノ内自然ニ破損セリ故ニ当然之レヲ修繕^(七)セ

ザレバ不可ナリトシテ殆^(八)ン全滅ニ近カリシ波止場ヲ

今如クニ自ラ貧ノ問ヲ苦心シテ之レニ出資シ少シモ

他人ノ寄付ヲ受ケズニ公共ノ為メ之レヲ修覆^(九)シタ

リ潮ノ面ヲ吹ヒテ来レル寒風身ヲ切ルガ如

キ夜(昼ハ自ラノ商方ヲ営マザルベカラザル故夜間

「タイマツ」ヲ点シテ之レニ従事シ人夫ヲ督シタリ
濱口翁之レヲ嘉セテ特ニ広ニ汽船航路ヲ開キ

シコトヲ実ニ可トシテ其上波止場修繕^(一〇)ニ自ラ

出資シ自ラ人夫ヲ督シテ寒夜ヲイトハザルヲヨ

ロコバレニ当時毛布ナルモノ一枚ヲ見タコトナカリシ身ニ

上等ノ霜降り毛布一枚ヲ賜リテ今尚此ニ存セリ

而ル所、百四十六銀行カ本店ノ都合ニヨリテ支店ヲ

引上ゲタリ故ニ有田銀行ヲ組織セントシテ殆^(一)ン

ト成立セントセシガ遂ニ都合ニヨリ成立セザリキ、

然ルニ汽船ノ荷客ヲ広村ニ上ゲルニ付テハ熊野ニ

(14)

行ク人ハ広ニ上リテ陸行スルニハ一度広橋迄行

キテ鹿方瀬ニ通ラザルベカラズ之レ湯浅ニ利ニシテ

広ニ利ナラザリシカバ茲ニ於テ堀内道路トテ

八幡一本杉ヨリ殿村ニ至ル道ヲ二間巾ニ作り

タルナリ、之レニ付テハ濱口翁ニ願ヒテ金主ヲ願ヒ

伝八ハ無資本故少シモ日給ヲ取ラズシテ

其ノ^(註)經画ヲナシ人夫ヲ督スルノ勞ヲ取

ルコト半歳一日モヤスマズ之レニ從事セリ右ニ出来

タル為メ汽船モ便利トナリ荷客ヲマシ広村モ

ヤ、賑ヤカニナリ行カントセン頃茲ニ大阪商船会

社ナルモノ成立セシニ付キ迄迄広ニ通ヒシニ隻

ノ汽船ハ和歌山会社ノ都合ニヨリテ^(符)引上ゲルニ至リテ

広ヘ汽船来ラザルニ至リサリトテ斯ノ如キ大仕カケ

ノ汽船ヲ^(註)自個ノ有トスルノ資力ツゞカザリシカバ遂ニ

折角ノ設備モ水泡ニ帰セントセシカバ大坂^(註)商船会

社ト約條^(註)ナシテ一隻ノ船ヲ通ハシムル様ノ取ハカラ

イヲナセリ之レニモ大坂^(註)ニ往来交渉スルコト中々

容易ナラザリシガ遂ニ成立セリシカルニ之レモ六ヶ月程

ニテ商船会社ハ引キ合ハズトシテ之レヲ廢センコト

ヲ言ヒ出シ遂ニ航路ハ廢セラル、ノ悲境ニ入りヌ

(15)

其後尾張ノ熱田ニ共立社ナルモノアリ之レト交渉シテ

広ニ航行シテモラウ様尽力セリ之レヲ成立シテ一ヶ年

程ニシテ商船会社ト合併セシ為メ又モ廢セラ

レタルナリ、

要スルニ時機ノ變遷ト濱口翁ノ大恩ハ大主眼ニシ

シテ時機ヲ^(鳥獸)調觀シヌスキテ

去^(却)ツテ事業ガ齟齬スルニ至リ又其濱翁ノ大

恩ハ常ニツキヌトイテ今ニ至リテ広村ノ盛ナルモノ

實ニ翁ノ大恩ニ歸セザルベカラズ斯ノ如キ大恩

ヲ只ダ大恩アリ、ト云フノミニシテ之レヲ報ヒントスル者

ナク社会滔々トシテ自己ノ利ニ趨クニ急ナリ不肖伝

八ハ常ニ報ヒントスル心掛ヲ以テ彼ノ住山壹右衛門ノ

繁盛ヲ助ケントスルモ一ツノ梧陵翁ノ漁師ヲ広村

ニ集メシ只ダ一ツノ遺骸ナル故ニ之ノ住山ヲ

引キ立テントテ種々ノ講頼母子ヲ「ツクル」モ實ニ其婦

スル所ハ濱口翁ヲ忘レサルガ為メナリ
安樂寺……ハモト三味橋迄家ツゞキ

西ノ川岸ニ茶屋アリテ漁船、荷船ノ水夫等ガ
遊ビニ来リシ頃ニ於テ只今ノ耐久舎ノ寄宿舎
ノ所ニアリタルガ海嘯ニ流レテ堂ガカタブキテ

(16)

残り居リシガ之レヲ今所ニ移シテ其堂ヲ其俛用
ヒタルモノナリ

西ノ祇園神社……川端川ノ南小高キ所ニ
アリシガ濱口翁ガ岩崎氏ノ横手ニ移シタルナリ
西ノ地蔵……寺村ニアリタリ寺村トハ川端川
ノ南ナル宇村ヲ云フ其所ニ地蔵寺ガアリタルナリ
後之レヲ岩崎家ノ横ニ引キ来リシナリ

伊勢神社……ライセサン浦清兵衛氏ノ前ノ物置キ風呂
屋ノ横ニアリタリ之レハ年一度伊勢神宮ノ御師

荒木田官主「堤左右衛門」ト云フ人ガ来リテ小曆
御祓ヲ戸毎ニ配リニ来リシ時ノ定宿ナリシナリ

維新後御師ガ巡廻スルコトヲ廢セラレシカバ伊勢

神社ヲ別ニ立テテ静(子脱)カル所ヲ撰ビテ浦清兵衛ト

洪谷伝八ト尽力シテ小瀨氏ノ裏手ニ移シ其

所ニ公孫樹ヲ植エシガ彼ノ大樹トナリテ三抱程

ニモナリシナリ其レヲ小社合併ノ為メ切り取ラレテ小瀨

氏ノ地トナル、

円光寺……モト宇田ニアリテ真言宗ナリシガ

浄土真宗本願寺八代上人蓮如上人

ガ熊野まいりノ節円光寺ニ立チ寄り

(17)

テ宿リ又其節蓮如上人ノ御徳ヲシタイテ、

真言宗ヲ改メテ真宗トナル其後今ノ地ニ

引キタルナリト之レハ古話シナリ

養源寺……モトハ鹿ヶ瀬ノ峠ニ(今ニテモ石

碑アリ）此二夜中トモナリ法華經ノ声スルヲ

名僧ガ熊野参リノ節聞キツケ山ニハケ入リ（分け）

シニ白骨アリテ舌ノミ真紅ナリシヲ見テ之レト問

答ノ末其迷ヲ解キテ安養浄土ニ成就セシメ

自ラ代リテ法華經ヲ称上ケ其所ニ寺宇ヲ

建キテ仏事ヲ供養セリ後チ浦清ノ店

其前ニ墨善ナルモノアリキ墨善ガ夜更ケテ

湯浅ヨリ帰来ルニ今ノ宇田ノ三昧当時ハ広ノ三昧

ナリシガ其所ニ夜中ナルニ光ルモノアルヲ見テ不思議ト

シテ豪猛ニモ之レヲ見届ケントシテ至リシニ一人乞

食アリ其レト問答ノ結果乞食ガ大切（ナニ）ル画像ノ

大黒天ヲ持テルヲ知り又彼ハ熊野沖ニテ難船

セシモノナルコトヲ知り之レヲタスケテツレカエリ墨善

ハ彼ヲツレカヘリ之レヲ世話シテヤリシニ其船頭ガ

帰国スル節金ヲ貸シ与ヘシカワリニトテ其人ガ

アツケ置キ必ズ国ヨリ金ヲ持テ受取りニ来

（18）

ラントテ別レシ以来遂ニ船頭ハ来ラズ待テドク

来ラザル故之レヲ養源寺ニ寄附セリ其時養

源寺ハ浦清ノ店ノ所ニアリシ故前ナリシナリ然ルニ

紀州侯ガ養源寺ノ法華宗ヲ信ゼラレ居タルナリ

今ノ養源寺ハ南龍院殿ノ下屋敷ナリシガ

大層ナル敷地其他ノ財産ヲ付ケテ養源寺ニ寄

附セリ養源寺コレヨリ今ノ地ニウツリ又其

節南龍院ノ位牌ガ寺ニ納マリ之レニ無税ノ田地

一町三反付キ居タルガ養源寺モ結構ニナリシナ

リ其後代々紀侯ハ養源寺ヲ大切ニセラレ

其後紀州侯ノ妾腹ノ子彼ノ八代吉宗公ガ

母ト共ニ養源寺大黒天ヲ信セラレテ後チ妾

腹ナルヲ以テコバマレテ以来養源寺ニ居リタルナリ

リ（符）後大將軍トナルニ至リテ年々六十六

円ノ金ヲ与ヘテ六十六国ノ大名ヲ総ブル

將軍ト云フ意味ニテ大黒天ニ上レリ其時

吉宗公ノ母親ガ養源寺ニ何ガ養源^(ママ)

寺ニ寄附セントテ金屏風一層御殿へ絵^(夏)

ノ珍品ヲ寄附セリ今ニ有之ナリ維新後

六十六円ノ金ハ今ニ至ルマデ紀州公ヨ

(19)

リ下ルナリ今ハ三十三円ニナリタルナリ

一町三反田地ハ相当ノ税金ヲ納メテ

養源寺ノ有ナリ

養源寺ノ地ハ下屋敷ナリシ故松ノ木

七十七本ノ大木アリテ之レヲ七十七貫目

ニテ渋谷ガ買ヒテ之レヲ切レリ下屋敷ノ時ニ

ハ湯浅へ行ク院ノ馬場ハ日天ニテモ網笠

ヲ取リテ通ルベキモノナリキ院ノ馬場トハ南龍

院ノ馬場ト云フコトニシテ寺ノ前方一帯ヲ御殿

前ト云フ

学問……昔徳川時代ニハ学校ナルモノナク学

問ヲナスニハ師ヲ求ムニ甚ダ困リ又只ダ

寺僧神官等ニ頼ミテ学ヒ只ダ姓名位ヲ書

シ得ルニ止マリ進ミテモ四書五経等ノ漢籍ヲノミ

棒読ニスルニスギザリキ、広村ニテハ竹中大

膳ナルモノ後ニ佐々木ト改性ス此人ニヨリテ数百^(巻)

年来寺小屋ヲナシテ広村ニ居リシナリ^(子)

其後引続キ教育ニ就事セリ実ニ老功

アル家ニシテコト此程死セシ大膳ハ功大ナリ

(20)

然ル所前述ベシ如ク海防ノ急ト浦組ノ組

織ニツレテ町人百姓ト雖モ劔ノ道ヲ少シ心得

置ク必要ヲミトメシ為メ茲ニ撃劔道場ノ如キモノ

ヲ立テントシ主トシテ郷士、永井氏、吹田氏、岩崎^{サノヤツルサ}

田畑氏、梶原氏

(鶴) 岩崎氏、竹中助年氏、濱口両家及ひ

橋本忠次郎ノ如キモノガ前ヨリ主トシテ学ビシガ

此時ヨリ百姓町人が其等ノ人々ニヨリテ学ビタ

タルナリ其場所トシテ安樂寺ヲ西ノ浜ヨリ引

取りタル時同時二三間ニ五間ノ平家立ニシテ昼ハ

擊劍、柔道ノ道場トシ夜ハ有志者ガ学問

及ビ初メテ出来タル東京報知新聞ヲ取りテ之レヲ見タ

ルモノナリ之レガ費用ハ濱口翁ガ総ベテ寄附

セラレタルモノニシテ学問ノ教師ハ安樂寺ノ住職及ビ

濱口照燈氏ガ之レヲナセリ中々学者ヲシカリキ之ノ

ガ永ク維持スル様ニトテ耐久舎ト名ツケタリ

今ヲ去ルコト四十五六年位ナリ、之レハ則チ耐久

舎ノ初メナリ、

其頃所々ニ小学校ヲ置ク事ニナリ寺屋ハ廢

セラル、ニ至リ又、照燈氏ハ広小学校校長ト

ナラレタルナリ、

(21)

耐久舎ノ後ニアル新川ハ梧陵翁ノ計画ニシ

テ中途東京ツメニナリタル為メ遂ニ広村ノコト

ヲ世話出来ズ為メニ子梧宗氏ニ依頼セラレ

渋谷ヲ手代トシテ銀主ヲ岩崎明岳へ濱口有岳

及ビ濱口梧宗ノ三名ヲタノミ又ニ梧翁ガ米国

ニ行クニ及ビ三氏及ビ余ヲ集メテ広村ノ前途ニ

付キテ大井ニ依頼スル所アリシガ翁ガ死セラ

レテ以来其事止マリ又梧宗氏、

有岳氏死ラレテ遂ニ明岳翁ハ東京ノミ

ニ居ラレ種々其切計画センコトモ水泡トナ

リシナリ、翁ハ大野心モ有リシコトハ明ナリキ、

昔ヨリ広川ヨリ南ニアルモノハ湯浅ニ下肥ヲ買ヒテ

持チ来ル事ヲコバミ広橋ニテ之レヲ防ギタル

ナリ維新ニナリテモ其旧慣少シモ衰ヘズ広郷

ノ百姓ハ「ナキモテ」肥ヲヌスミ買ヲナシタリ見付

ケラレタラ取り上ゲラル、ナリキ此事ニ付キ余

ハ僅サカ尽力シテ之レヲ破リタルナリ

(22)

神宮寺……浜町ノ弘法大師様ノ地ナ

リ或人四国参ヲ毎年ナス人アリ或時

四国ノ或ル所ニテ僧侶ト道ツレトナリキ、其僧

侶ハ中々高德ナル人ニシテ其人ト共ニ修業

スル内ニ僧モ其人ヲ感ジテ大師ノ御影

ノ軸ヲ其人ニ与ヘ又曰ク之レヲ大切ニシテ

御守リヲナスベシト其後其ノ軸ヲ持チ

歸リテ之レヲマツリ居タリ其後阿房^(案)

ノ国ヨリ紀州広村ニ有難キ弘法^(軸一カ) □カ

アリトノコトナレバ参詣スル人中々

多カシリカバ其人モ不思議ニ思ヒ或ル目

キ、ニ鑑定シテモラキニ之レカ中々容易

ナラズ之レバ大師ノ直筆ナリトテ大井ニ

喜ビタリ其故スルアバラヤニテハ不可ナリ

トテ其人ハ尽力シテ立派ナル大師堂ヲ

建立シタリ其名ヲ神宮寺トセリ

而ルニ其人ノ娘一人ニアリテ之レニ養子庄

助ト言ヲモラヒタリ此ノ庄助ハ凡人ニシテ

娘ハ差出モノナリキ其ノ子ハ又不帳^(法一カ) □

ニシテ遂ニ堂売り果テタリ

(22)

其堂ハ今施無畏寺ニ売リタルナリ

軸物ノ置キ所ニ苦ミシ所ヨリ満願寺

和尚ガ之レヲ拝守シテ大切ニセリ

其後同和尚モ義理者ニシテ之レ是非元

ノ広ニ帰シタキモノナリトテ僅カニ貯蓄セ

シ金ヲ皆出シ之レニ他人ノ寄付ヲ願ヒ

テ今弘法堂ガ出来タルナリ之レヲ一心ニ

世話シタル人ハ今弥兵衛ト云フ大工ナリシ人

ナリ

牧牛之事…去ル明治 年頃

ヨリ病人ニ牛乳ヲ飲マシムル事流行シ来

リシニ付キ之レヲ搾取シテ売り広ムルコト

ハ自己ノ利益ノミナラズ一般ノ便利トモナラントテ弟

善七ヨリノ相談アリシ故大井⁽⁴⁴⁾ニ之レヲ賛シ

資本ヲ出シテ之レヲ初メシム然ルニ一ヶ年程

続ケテヤリシガ善七外ニ小瀬新兵衛、

五島常二郎ノ兩人モ組合ナリシガ引合

ヌヲ見テ大ニ之レヲナゲキ之レヲ廃セント云ヒ出シ

三人共閉口シテ中止スルコトノ相談ガ来リシ

(23)

故余ハ大ニ残念ニ想ヒ其ノ損失ヲ贖ヒテ自

ラ其後ヲ引キ受ケ又然ルニ勿論一人ニテ

ヤリテモ利益ハ少シモナシ

茲ニ

於テ乳牛飼養ノミハ利益ヲ得ルコト未ダ能ハザ

ルノ時機ニシテ到底其ノ損失ヲ永久持續

スルヲ得ザルガ故何トカ辛棒⁽⁴⁵⁾ノ出来得法方^(方法)

ヲナサントテ苦慮ノ結果牧牛ヲ七分乳牛

三分ノ方ニシテ四ヶ年バカリ辛棒⁽⁴⁵⁾セシガ中

々利益ヲ見ルヲ得ズシカレドモ乳牛ノミ

ヲ飼養スル程ニモ有ラザリキ四年ノ後ニ

至リ苦慮ノ結果繁殖法ヲ行ヒテ

五十頭ノ牛ヲ得ルニ至リ又

故ニ先ヅ漸ク利益ニ占メ得ル事ヲ見

定メシガ故弟善七ヲシテ其後ヲ永続

セシメテ之ヲ全部与ヘタリ元ヨリ善七

ハ牛ニハ熱心ナシ故ニ大ニ世ノ進歩ト共ニ

斯業ノ盛ナルベキヲ知リシガ故自ラ身

ヲ犠牲トシテ之レヲ広メントセリ当時八百姓

ノミナラズ人民一般ニ伯来⁽⁴⁶⁾ノ

(24)

奸策ニ陥リ自家ニ於テ少シモ牛ヲ繁殖
スル事ヲ嫌ヒ斯ル事ヲナセバ大ニ災ニ
罹ル等ト思ヒタルコト數百年ナルガ
故ニ固キ習慣トナリテ中々如何ニ之レニ説
キ牛ヲ飼養繁殖スルノ利益ヲ説ク
ト雖モ中々聞キ入レズ然レドモ善七ハ自
個ノ利益ニナラザルヲモカヘリ見ズ其ノ実
際ノ有様ヲ知ラセ等或ハ農會ニ或ハ
多人數衆合ノ際ニ於テ熱心ニ演説ヲ
試ミテ之レヲ勧誘セリ有田郡ハ
勿論、和歌山、川上、日高、田辺、等
又遠ク大和ニ入りテ之レヲ勧メタル
ナリ善七ハ自ラ資本ニ投シテ牛ヲ
購入シ之レヲ百姓ニ貸与スルコト五十頭
バカリナリキスルコト五年位ニシテ
漸ク盛ナラントスルニ当リ郡長野

田四郎氏モ大ニ賛成セラレ之レヲ助ケ
テ共ニ郡ノ利益ヲ増進セシトセラレシガ
突然急病ニテ死セシナリ、之レニ付キ
テ郡長初一般利益ヲ認メシ諸人

(25)

ハ非常ニ之レヲナゲキタレドモ致シ方ナク
一方郡衙ニ於テ大ニ發展シテ之レヲ
盛ナラシムルノ方ヲ取りタリ其後
郡中ノ有志者相集マリテ湯淺深
専寺ニ於テ大法會ヲナシテクレタ
ルナリ野田四郎氏之レニ屈セズ益々
盛ニヤラントセラレシガ又同氏モ遂ニ
死セラレシナリ、佐々木氏ハ又之レヲ
盛ニセラレシカハ遂ニ今ニ至リテ斯ノ如
ク盛ナルモノトナリシモノニシテ毎年ニ回
畜牛大会ヲ催シ其都度諸人
善七ノウハサヲナスコト絶エズ

余ノ經驗ヨリ生シタル処^(世)生方

1. 會計ヲ嚴重ニシテテ奢侈ヲ禁ズヘシ^(世)

極端ニ禁ズレバ丁度ヨクナリマス

2. 銘々ノ家ノ會計ハ例ヘ少シノコトニテモ年頭ニ予

算ヲ立テ置クベシ而シテ年末ニ之レヲ参考

シテテ其後年予算ヲ立テ常ニ經濟的^(ママ)

ニ儉約ノナシ得ル所ヲ目付ケ出ス功風スベシ^(工夫)

3. 酒ハ一切飲ムベカラズ子孫ニ悪疫ヲ遺

ス、(只今ノ低能児ノ如キ意ナラン)

4. 御初穂貯蓄ニナスベシ余リ貯蓄ハ無

(23)

用ニシテ中々成リ立タズ必ズツトメテ之レヲナセ、

5. 食事ハ菜ヲ約節スベシ古ヨリ菜食貧^(ママ)

乏ト云フハ間違ナキコトナリ菜ハ胃腸病

ノ元ニシテ又不經濟ナルモノナリ一汁一菜ニ

シテ充分ナリ三種モ四種モ作ベカラズ

6. 麦飯ハ少シツ、食フベシ米飯ノミハ不可ナリ

7. 先祖ノ仏事供養及ビ父母ニ仕フルコトヲ

大切ニスベシ家庭教育上、訓育的価

値アルモノナリ、

8. 家内ハスベテ氣嫌ヨク笑ヒテ暮スベシ^(機)

何事モ有難キ事ト心得決シテ不足ヲ云フ

ベカラズ シテ小財ニ安ンズルニハアラス分ニ安ンズルナリ

9. 政府ノ法則ハ悉ク守ルベキコト、

10. 宗教ハ仏教ヲ最モヨシトスヨリ解得シ

テ信ズベシ忘信スベカラズ^(世)

11. 老人ノ云フハ重ンズベシ牛ノ尻ガイハズ

レソデハズレヌモノナリ、

12. 他人ノ悪事ヲ人ニ伝ヘタキ人情ナレド実

ニヨロシカラズツ、シムベシ、

(24)

覚工書キ、

広村

渋谷伝八有